

国際取引契約に活かす

# 関税対策ハンドブック 追録

(平成 24 年 5 月)

永井 宗比古 [著]  
中央経済社 [発行]

## I 法令改正内容 (平成 23 年 12 月)

(第Ⅲ部 1 章「関税法」 282-283 頁等)

《関税法》	旧	新
第 7 条の 15 (更正の請求)	1 年	5 年
第 14 条 (更正、決定等の期間制限)	3 年	5 年
第 14 条の 2 (徴収権の消滅時効)	3 年	5 年

## II-1 協定の規定内容と異なる定率法の規定

(第Ⅲ部 2 章「関税評価制度」)

以下、II-1 及び II-2 では、関税評価に関する国際協定と相違がある。初版に記載を行わなかった理由は、重大かつ明らかな協定違反を犯している内容であるため記載を躊躇したからである。輸出入取引において当事者間の契約内容の交渉及び法令順守、税関当局との交渉等の場面で活用されたい。なお、初版に記載を行った「関税定率法の関税率表において、HS 条約と異なる規定が行われている事例」はほんの一部でしかないことをお断りしておく。

### 《協定規定内容》

#### 第 1 条

「貨物が輸入国へ輸出のために販売」

#### 第 5 条

##### 1.(a)

「国内の買手に最大の合計数量で販売された単価」

##### 1.(a)(iv)

「輸入貨物の輸入又は販売を理由として輸入国で課せられる関税及びその他の内国税」

### 《定率法規定内容》

#### 第 4 条

「輸入貨物に係る輸入取引がされた」

#### 第 4 条の 3

##### 第 1 項

「輸入貨物の国内販売価格」

##### 第 1 項第 1 号ハ

「当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の課徴金」

## II-2 関税法及び定率法に規定が行われていない協定の規定内容

(第III部2章「関税評価制度」)

### 協定第1条2.(c)

「(b)に規定する検証（特殊関係者間取引における価額検証）は、輸入者主導で価額の比較のみにおいて使用されるべきもので、検証価額を課税価額としてはならない。」

### 協定第16条

「書面での要請を行うことにより、輸入者は、自己の輸入貨物の課税価格決定方法についての説明を輸入国の関税当局から書面で受取る権利を有する。」

### 協定7条の規定に関する注釈

- 3.(a) 「第5条（国内販売価格からの逆算方式）及び第6条（製造原価からの積算方式）に定める方法により従前に決定された同種貨物の課税価額を使用することができる。」
- 3.(b) 「第5条（国内販売価格からの逆算方式）及び第6条（製造原価からの積算方式）に定める方法により従前に決定された類似貨物の課税価額を使用することができる。」

注) 今後、条約と国内法令に齟齬が生じた場合、本書の内容の一部が変更となる場合があります。